



萩原さん左が履いている治療用靴型装具右



医師の指示に基づいてつくれた、治療に必要な靴（靴型装具）に保険適用しないという、異常事態が続いています。厚生労働省が出た2018年の「通知」が発端。法律に基づいてこれまで通り保険適用するケースと、保険適用せず、患者の全額自己負担にするケースが出て、混乱が広がっています。（徳永慎二）

治療用の単化

保險適用されない場合

現在の靴型装具を履く前は「腕のいい靴屋さんにつくつてもらつていました
が、高低差をつけただけで
したので、すぐに履きつぶ
してしまった」。その靴屋
さんが廃業。昨年12月、靴
型装具の技術者を知りまし
た。医師の指示書に基づく
靴型装具をつくれつてもら
い、今年5月から履き始め
ています。

製作者の渡辺さ江さん
は、ドイツ整形外科靴技術
を身に付けたこの道25年の

—恐る恐るでじたが、3
力用履いて、とても履き心
地がよくなりました。福音
ですよ。同じ障害を持つ人
に教えてあげたい」。千葉
県松戸市在住の萩原まり子
さん(73)は、障害者向けの
治療用靴型装具を履くよう
になつた喜びをこう語ります。
萩原さんの病名は、右変
形性股関節症。右脚がワワ
短いといいます。「ゼロ歳
のときに急性骨髓炎にな
り、右大腿骨の骨頭部分を

A black and white portrait photograph of a middle-aged man with short, dark hair and glasses. He is wearing a light-colored, collared shirt. The photograph is centered within a circular frame.

「スについて
なんです」
足と靴の相
談室ぐ」
ば」「福岡
県大牟田
市)の代
表、田中

取り消し

後期高齢者医療保険の支給を受けました。費用は約12万円でしたが、1割負担ですみました。

一怒る怒るでじたが、3
力月履いて、とても履き心
地がよくなりました。福音
ですよ。同じ障害を持つ人
に教えてあげたい」。千葉
県松戸市在住の萩原まり子
さん(73)は、障害者向けの
治療用靴型装具を履くよう
になつた喜びを「う語のま

技術者「萩原さんが実際に歩いておられるところをよく見て、お体の左右のゆれを軽くし、歩きやすいように配慮して作製しました」

萩原さんは、「装着適合」を医師が確認した「装具装

厚生労働省の通知 2018年2月に出された「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」です。治療用装具費の不正請求防止を目的に、義肢装具士へのけん制効果を狙つて、領収書に「治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名」記載を求めたものです。これをたてに、医師の指示に基づいているにもかかわらず、義肢装具士以外の技術者が扱つた装具には、保険適用しない事例が出ていきます。

患者苦しめる法律に優先 通知を患者の通じる



田中さんは「靴型装具の歴史も現状も考慮しないまま、一片の通知の誤った解釈を法律より優先させた」と

初市は福岡県の意向を受け、不支給の方針でした。田中さんたちは、2年にわたりつて市と協議、今年5月に、市は支給を決定しました。国民健康保険法や義務装具土法に基づいて「医師の指示と責任で、安全に提供され、装着適合を確認している」ことが支給の要件となりました。

この事態の発端は、厚生労働省が18年2月に出した通知。現在、福岡、熊本の一部の自治体国保と、東京都、福岡、熊本両県の後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会が、法的な相

協議2年支給決定

抛もなく「義肢装具士の名前
前の記載がない」ことを理由に、義肢装具士が関与しない装具費用を不支給にしています。

このため多くの保険者はこれまで通り保険適用し、他方特定の保険者が適用しない、という異常事態が続いています。

します。11年7月に総務省が出しました「今後発出する通知・通達の取扱いについて」は、「法律によらず、通知・通達のみをもつて、国民の権利・義務に影響を及ぼすことは、それ 자체が無効である」と述べています。